

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続に対する電気料金値引き適用規約

株式会社なんとエナジー

この規約は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の継続に係る、なんとエナジーが実施する電気料金値引きの取扱いを定めるものです。

1. 適用範囲

低圧で電気の供給を受けるお客さま

高圧で電気の供給を受けるお客さま

2. 適用期間

低圧：2023年11月使用分（11月検針分）から2024年1月使用分（1月検針分）まで

高圧：2023年11月使用分から2024年1月使用分

3. 値引き単価（国が定める単価）

各月の燃料費調整単価から以下の値引き単価を差し引くことで電気料金の値引きを行いません。

〈低圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

〈2023年10月分料金〉 2023年9月検針日から10月検針日の前日までのご使用分	今回継続内容 〈2023年11月から2024年1月分〉 2023年10月検針日から2024年1月検針日の前日までのご使用分
3.50円/kWh	3.50円/kWh

〈高圧で電気の供給を受けるお客さまの値引き単価（税込）〉

2023年10月1日から 10月31日までのご使用分	今回継続内容 2023年11月1日から2024年1月31日までのご 使用分
1.80円/kWh	1.80円/kWh

以上

2023年9月21日制定